

6 教員免許状

(1) 特別支援教育免許状

特別支援学級担当者は、校内の特別支援教育の推進役であり、通常の学級に在籍する特別な教育的配慮が必要な児童生徒の支援について、重要な役割を担っています。そのため、特別支援学級担当者も特別支援学校教員と同様に特別支援学校教員免許状の取得が望まれます。

① 特別支援学校教員免許状

特別支援学校の教員の免許状について、免許法では以下のように定めています。

特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない（法第3条第3項）。
ただし、専ら「自立教科等」の教授を担当する教員は、「自立教科等」について授与された特別支援学校教諭免許状を有していればよい（同条同項）。

特別支援教育の充実のためには、担当者の免許状の所有等専門性の向上が必須ですが、条規の規定にかかわらず、免許法附則には、次のようになっています。

法第3条の規定にかかわらず、幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は、「当分の間」特別支援学校の相当する部の教諭等となることができる（法附則第16項）

② 特別支援学校教員免許状の取得方法

特別支援学校教員免許状は、以下の取得方法があります。

- ア 放送大学や通信教育課程のある大学で取得する。
- イ 各都道府県・指定都市教育委員会が実施する認定講習に参加し取得する。
- ウ 大学へ編入して取得する、大学院派遣により大学院へ入学し、取得する。
- エ 現職教員を対象とした教育職員検定（法第6条）により取得する。
- オ 国立特別支援教育総合研究所で、平成28年10月から開始されたインターネットによる免許法認定通信教育を利用する。

(2) 中学校特別支援学級担任の免許状

特別支援学級担任を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はありません。

しかし、中学校特別支援学級では、編成する教育課程により、該当教科の免許状が必要になります。当該教科の免許状を所有していない場合は、臨時免許状の申請、あるいは免許外教科担任の申請が必要です。

① 当該教科の免許状が必要な教育課程

中学校特別支援学級に在籍し、教育課程が「準ずる教育（当該学年の教科の内容、あるいは一部下学年の教科の内容を学習している）」の生徒の教科担当者は、担当する教科の免許状が必要です。

② 中学校特別支援学級において必要な免許状（例）

編成する 教育課程	学級種	特別支援学級での授業		
		教科の指導	教科等を 合わせた指導	自立活動
準ずる教育 ・ 学年相当 ・ 一部下学年	自閉症・情緒 肢体不自由 病弱・身体虚弱 難聴 弱視	当該教科の 免許状必要		特別支援学校 教諭免許状 不要
知的障がい代替 ・ 下学年 ・ 知的障がい 特別支援学校 の教科 ・ 合わせた指導	知的 自閉症・情緒 肢体不自由 病虚弱 難聴 弱視	当該教科の 免許状不要	特別支援学校 教諭免許状 不要	特別支援学校 教諭免許状 不要

※中学校特別支援学級において、教育課程を準ずる教育で編成している生徒の各教科担当者は、当該教科の免許状が必要です。



7 就学支援

(1) 多様な学びの場

特別な教育的配慮が必要な児童生徒のニーズに応じるためには、最も適した教育内容および学びの場を提供することが重要です。教育委員会は、保護者への情報提供や相談を十分に行い、保護者の意見を可能な限り尊重し、保護者・学校・教育委員会の間で合意形成をはかり、最も適切な就学先を決定します。また、入学後も必要に応じて、柔軟に就学先の変更ができます。

① 学びの場

ア 通常の学級

通常の学級は、通常の学級の教育課程に基づき、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行います。

イ 通級指導教室

通級による指導は、各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別な指導（主として自立活動）を特別な指導の場（通級指導教室）で行います。

ウ 特別支援学級

知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい等障がいのある児童生徒を対象とした学級です。

特別の教育課程を編成することができるため、児童生徒の障がいの程度や特性等を考慮の上、特別支援学校学習指導要領を参考にしたり、自立活動を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年のものに替えたりすることができます。

エ 特別支援学校

新潟市では、知的障がいに対応する東・西特別支援学校を設置しています。自宅から通学する児童生徒のためにスクールバスを運行しています。

※ 通常の学級に在籍する児童生徒は、「特別支援学級」や「通級による指導」の対象者のように、特別な教育課程編成はできません。取り出しの個別指導を行う場合も、通常の学級の教育課程に基づき、その上で、個に応じた支援や指導を行うことが望まれます。

② 高等部入学者選考について

新潟市内には、県立新潟よつば学園（視・聴・知）、県立東新潟特別支援学校（肢）、県立はまぐみ特別支援学校（肢）、県立江南高等特別支援学校（知）、県立江南高等特別支援学校川岸分校（知）、県立西蒲高等特別支援学校（知）、新潟大学附属特別支援学校（知）の7校の高等部設置校があります。入学者選考については、「新潟県立特別支援学校高等部入学者募集要項」で手続きを確認してください。

(2) 就学に関わる手続き

特別支援学級や特別支援学校を利用するためには、教育相談をもとに、就学支援委員会の「特別支援学級（または特別支援学校）での特別支援教育が適している」との審議結果（以下判断という）が必要です。療育手帳や医師の診断等の有無は問いません。

療育手帳や身体障がい者帳を申請し取得すると、学齢期であっても様々な福祉サービスや手当支給、割引、助成等を受けることができます。障がいの程度によっては、手帳の取得の検討も考えられます。

① 就学支援委員会について

新潟市には、各区就学支援委員会と、全市を統括する新潟市全体就学支援委員会が設置されています。委員は、医師、学識経験者、福祉関係者、特別支援教育の専門家、学校関係職員等で構成されています。

就学支援委員会は、一人一人の発達段階、特性、行動観察の様子、学習の様子、主治医や療育担当者の意見、保護者からの聞き取り内容など様々なデータをもとに、専門家会議として、最も適すると思われる就学先（学びの場）の判断をします。

その審議の結果をもとに、市教育委員会担当者が保護者と相談をします。就学支援委員会の審議の結果は、「専門家会議としての意見・提言」であり、強制力をもつものではありません。しかし、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を利用する場合は、就学支援委員会で「特別支援学校、（または特別支援学級、または通級指導教室）での特別支援教育を受けることが、学びの場として、最も適しています」という判断があることが必要です。

② 通級指導教室の利用について

通級指導教室は、通常の学級に在籍する児童生徒を対象とする、週に1時間程度の指導の場です。

より手厚く、日常的なきめ細かい支援を受けられる特別支援学級・特別支援学校在籍の児童生徒は、通級指導教室の対象とはなりません。

また、他校への通級にあたっては、保護者の付き添いが必要となります。この場合の交通費については、保護者の所得などの条件に応じて「特別支援教育就学奨励費」で一部補助されます。

※ 就学支援委員会の審議の結果を十分参考にして、児童生徒にとって適切な「学びの場」について、検討・決定しましょう。

（参考）小中学校における入学指定通知書の受け取りについて

特別支援学級在籍の児童生徒については、はがきの入学指定通知書に加えて、A4の入学指定通知書を受け取り、障がい種別等の確認を必ず行うこと。保護者が紛失した等の場合は再発行を依頼し、確認すること。